

## 事業者に対する関係法令等の説明会の実施について(平成 27 年度)

事業者が法令等の内容を理解し、遵守することにより、消費者取引が適正に行われるよう、事業者、事業者団体を対象に関係法令に関する説明会を下記のとおり開催しました。

## ■ 「～これだけは知っておきたい～ 特定商取引法講習会」

## 《Aコース》「通信販売を行う事業者向け」

○日 時 平成28年1月18日(月)午後2時00分～

## 《Bコース》「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供を行う事業者向け」

○日 時 平成28年1月19日(火)午後2時00分～

## 《A・Bコース共通》

○場 所 大阪赤十字会館301会議室

○講 師 薬袋 真司 弁護士(大阪弁護士会所属・大阪府消費者保護審議会委員)

○対象者 大阪府内で事業を行っている事業者及び事業者団体

○内 容

- ・特定商取引法の目的
- ・「通信販売(Aコース)」、「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供(Bコース)」における行政規制、民事ルール等の解説 等

○参加者数 162名(Aコース・Bコース合計)

## ■ 「改正景品表示法に関する説明会」

○日 時 平成28年2月9日(火)午後2時00分～

○場 所 大阪赤十字会館301会議室

○講 師 消費者庁表示対策課 古川課長補佐

○内 容

- ・改正景品表示法に関する解説
- ・「課徴金制度」について
- ・「事業者が講ずべき表示等の管理上の措置」について 等

○対象者 大阪府内で事業を行っている事業者及び事業者団体

○参加者数 165名

～これだけは知っておきたい～

# 特定商取引法講習会

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（以下「特定商取引法」）には、通信販売や訪問販売、電話勧誘販売等、7つの特定商取引に関して、事業者の禁止行為等の行政規制やクーリングオフ制度等が定められています。

大阪府では、事業者の方に特定商取引法の内容をご理解いただき、法令等を遵守し、消費者との適正な取引を行っていただくため、下記のとおり府内で事業を行われている事業者及び事業者団体の方を対象に講習会を開催します。

## ◇区分・開催内容

**Aコース** 「通信販売を行う事業者向け特定商取引法講習会」

と き 平成28年1月18日（月）午後2時00分～午後4時00分

**Bコース** 「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供を行う事業者向け特定商取引法講習会」

と き 平成28年1月19日（火）午後2時00分～午後4時00分

**A・Bコース** 共通

ところ 大阪赤十字会館 3階 301会議室

大阪府中央区大手前2-1-7

※大阪市営地下鉄谷町線「天満橋」駅3番出口 徒歩5分、  
京阪電車「天満橋」駅 徒歩7分

講 師 弁護士 みない しんじ 薬袋 真司 氏

（大阪弁護士会所属・大阪府消費者保護審議会委員）

内 容 特定商取引法の目的等、「通信販売」（Aコース）、

「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供」（Bコース）における行政規制、民事ルール等の解説

定 員 A・Bコース各150人（定員を超えた場合は抽選となります）

対 象 大阪府内で「通信販売」（Aコース）、「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供」（Bコース）  
を行う事業者及び事業者団体



## ◇申込方法・申込期間（A・Bコース共通。申込は各コースそれぞれにお申し込み下さい）

■インターネット（電子申請）をご利用の場合【平成27年12月22日（火）午後5時受信分まで有効】

大阪府インターネット電子申請・申込サービス（下記URL）からお申し込み下さい。

〔電子申請URL〕 <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukid=2015110011>

■郵送・ファクシミリの場合

別紙「参加申込書」により、郵送又はファクシミリでお申し込み下さい。

〔申込み先〕

□郵 送【平成27年12月22日（火）到着分まで有効】

〒559-0034

大阪府住之江区南港北2-1-10アジア太平洋トレードセンター I T M棟3階  
大阪府消費生活センター事業グループ あて

□ファクシミリ【平成27年12月22日（火）午後5時受信分まで有効】

FAX 06-6612-0090 大阪府消費生活センター事業グループ

**※電話による申し込みの受付は行いません。**

◇主 催 大阪府

〔問い合わせ先〕大阪府消費生活センター事業グループ 電話 06-6612-7500（直通）

# 改正景品表示法に関する説明会

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(平成26年法律第118号)により、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に、不当な表示による顧客の誘引を防止するため課徴金制度が導入されます。

大阪府では、この改正に伴い導入される課徴金制度をはじめ、改正景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、下記のとおり府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。

と き 平成28年2月9日(火) 午後2時00分 ~ 午後4時00分

と ころ 大阪赤十字会館 301会議室  
 大阪府中央区大手前2-1-7  
 ※大阪市営地下鉄谷町線「天満橋」駅  
 (3番出口徒歩5分)  
 ※京阪電車「天満橋」駅(徒歩7分)



定 員 150名(定員を超えた場合は抽選となります)

対 象 大阪府内で事業を行っている事業者  
 及び団体

講 師 消費者庁担当職員

内 容 改正景品表示法に関する解説  
 「課徴金制度」について  
 「事業者が講ずべき表示等の管理上の措置」について 等

申込方法 ■インターネット(電子申請)をご利用の場合

申込期間 【平成28年1月15日(金)午後5時登録分まで有効】

大阪府インターネット電子申請・申込サービス からお申込みください。

[電子申請URL]

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukiId=2015110026>

**下線部よみ(ティー・イー・ディー・ユー・ディー・ユー・ケイ・アイ・アイ(大文字)・ディー)**

■郵送・ファクシミリの場合

別紙「参加申込書」により、郵送又はファクシミリでお申込み下さい。

[申込み先]

□郵送【平成28年1月15日(金)到着分まで有効】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階

大阪府消費生活センター事業グループ あて

□ファクシミリ【平成28年1月15日(金)午後5時受信分まで有効】

FAX 06-6612-0090 大阪府消費生活センター事業グループ

**※電話による申し込みの受付は行いません**

主 催 大阪府

[問い合わせ先]大阪府消費生活センター事業グループ 電話 06-6612-7500(直通)